

# 決議書及び要望書

令和 5 年 5 月  
宮城県市長会

宮城県の振興につきましては、平素から格別のご理解、ご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

宮城県内14市をもって構成いたします宮城県市長会は、去る4月20日に宮城県市長会議を開催し、各市からの議案を全員一致により要望事項として採択したところでございます。

つきましては、この実現方につきまして特段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

宮城県市長会

会長 大崎市長 伊藤 康志

宮城県市長会 要望事項・提出先(令和5年春)

要望事項	提出先		頁	(ワクチン接種推進担当)	内閣官房長官	総務大臣	法務大臣	財務大臣	文部科学大臣	厚生労働大臣	農林水産大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	環境大臣	防衛大臣	デジタル大臣	復興大臣	内閣府特命担当大臣(国土強靱化担当)	内閣府特命担当大臣(国土強靱化担当)	内閣府特命担当大臣(国土強靱化担当)	内閣府特命担当大臣(国土強靱化担当)	内閣府特命担当大臣(国土強靱化担当)	内閣府特命担当大臣(国土強靱化担当)	内閣府特命担当大臣(国土強靱化担当)	内閣府特命担当大臣(国土強靱化担当)	内閣府特命担当大臣(国土強靱化担当)	
	提出先	頁																									
東日本大震災からの復旧・復興に関する決議	決議																○										
新型コロナウイルス感染症対策に関する決議		○	○																				○				
公共事業関係費の確実な確保について	1																	○									
森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて	3		○								○			○													
地上デジタルテレビ放送視聴に係る維持管理等補助制度の創設について	4		○																								
松島基地周辺対策の促進について	5															○											
移住・定住施策の推進について	6		○																								○
シルバー人材センターへの安定的な事業運営のための通格請求書等保存方式導入に係る適切な措置について	7		○						○																		
地方公共団体情報システム標準化に対する財政支援について	8		○					○									○										
パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入について	9						○			○																	
災害時の自主防災組織の補償の整備について	10		○																	○							
地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の期間延長について	11		○																								○
地域医療の充実について	12		○				○			○																	
国民健康保険の子育て世代の負担軽減と財政支援措置の拡充・強化について	15							○		○												○					
介護保険制度の充実について	16									○																	
医療費助成制度の充実強化について	17							○		○																	○
医療・介護施設に係る財源措置及び医療・介護職員の確保について	18							○		○																	
带状疱疹ワクチンの早期の定期接種化について	19							○		○																	
保育士の配置基準の見直しについて	20								○	○																	○
医療的ケア児の支援の拡充について	21									○																	○
幼児教育・保育の無償化について	22							○		○																	○
加齢性難聴者の補聴器購入費用に対する助成制度の創設について	23							○		○																	
GIGAスクール構想実現に係る各種支援について	24							○	○								○										
学校施設の整備に係る財源の確保について	25							○	○																		
特別支援教育の充実について	26								○																		○
学校給食費の無償化について	27							○	○																		
学校給食に係る保護者負担軽減に向けた財政措置について	28							○	○																		○
学校部活動の地域移行に向けた補助制度の創設について	29								○																		○
稲作農家の経営安定化のための各種支援について	30										○																
強い農業の基盤づくりと有害鳥獣対策の強化に向けた予算確保について	32							○			○																
国際ニアコライダー(ILC)誘致への積極的な取り組みについて	33							○	○																		○
航空機燃料費と税の交付額の拡充について	34							○					○														
観光産業振興に係るインバウンドの推進について	35							○				○	○					○									
大雨等により被災した農業者の経営安定化のための新たな保険制度の創設について	36							○			○																
被災した個々の宅地の迅速な安全確保と早期復旧のための支援制度等の構築等について	37												○									○					
県内基幹交通網の整備について	38													○								○					
三陸沿岸部の道路交通網の整備について	40														○							○					
みやぎ県北高速幹線道路の早期整備について	41							○														○					
県央地域の交通網の整備について	42															○						○					
県南地域の交通網の整備について	43																					○					
仙台空港と東北縦貫自動車道を結ぶ緊急輸送路の整備について	44																					○					
水道事業に対する財政支援の拡充等について	45							○		○																	
総合的な治水対策の推進について	46							○					○									○					
最大クラスを想定した地震・津波対策の推進について	47							○					○									○					
雨水排水施設に係る維持管理経費の財政支援について	48							○					○									○					
生活基盤施設耐震化等交付金にかかる補助制度の拡充等について	49							○		○																	
緊急防災・減災事業債の期間延長等について	50							○					○									○					

# 決 議 書

宮 城 県 市 長 会

## 東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災から12年が経過し、被災自治体においては、国内外の多くの皆様からのご支援をいただき、復興まちづくりに向け、着実に歩みが進んでいる。

「集中復興期間（平成23年度～27年度）」、「第1期復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」の10年を通じ、地震・津波被災地域においては、国による大規模な公共投資は一段落し、令和3年3月9日に閣議決定された新たな復興の基本方針では、令和3年度～7年度の5年間は「第2期復興・創生期間」と位置付けられ、復興の総仕上げの段階とされている。

しかしながら、被災地の復旧・復興が実現されるためには、期間にとらわれることのない柔軟な対応が必要不可欠である。

よって、今後とも、地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けたきめ細かい取組を着実に進めるため、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

#### 1. 災害援護資金の償還期限の延長等について

災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している状況である。よって、国は、災害援護資金の償還について、自治体の国に対する履行期限を延長すること。

併せて、債権回収に向けた自治体個々の取組に係る経費について助成を行うこと。

#### 2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対して、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、加配教員による支援を継続すること。
- (2) 震災によるPTSDを抱える児童生徒への対応等について、長期的な支援が必要不可欠であることから養護教諭も含めた加配の充実を図ること。
- (3) 被災児童生徒就学支援等事業について、令和6年度以降も全額国費による支援を継続すること。
- (4) 被災者の孤立防止のための地域での見守りやコミュニティの活性化、心のケアを含む健康支援等の各種支援施策を被災自治体や被災者支援団体等が継続的、安定的に実施できるよう、被災者支援総合交付金の交付期間の延長またはそれに代わる補助金等の新設等、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。
- (5) 被災者生活再建支援金制度について、津波により住家全体が流失・滅失した場合

の支援拡充や宅地被害に対する支援の必要性など、さまざまな課題が明らかとなったことから、総合的な制度の見直しを図ること。

### 3. 地域産業の復興・再生及び公共施設等の復旧支援について

- (1) 震災以後、大雨時に仙塩流域下水道管内市町において、地盤沈下や地下水位の変動などに起因していると考えられる公共下水道（汚水）マンホールからの溢水が見受けられ、公衆衛生や市民の健康への影響が懸念されていることから、解決のため必要かつ十分な財政支援を講じること。
- (2) 防災集団移転元地の活用について、多額の財源調達が必要となり、第2期復興・創生期間の課題であることから、復興庁の「ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業」等の支援策を継続するとともに、防災集団移転元地の土地利用を推進できる新たな補助制度を創設するなどの財政措置を検討すること。
- (3) 被災地の自立に向けて、先進技術の導入や地域資源の活用等により産業・生業や教育・研究を振興し、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、魅力あふれる地域を創造するため、被災地への新産業の集積や教育・研究機関の誘致について、国が主体となって特段の措置を講じること。
- (4) 東日本大震災復興特別区域法の特例措置について、区画整理事業地内の空き地や移転元地の利活用を促進するとともに、企業誘致による人口減少に対応した魅力ある就労環境の整備と新たな雇用創出を実現するためには、既存企業及び誘致企業の設備投資に係る負担軽減を図ることが非常に有効であることから、現在と同様の税制上の優遇措置や地方税の減免による減収補填措置等の特例措置期間を令和6年度以降も継続すること。
- (5) 東日本大震災事業者再生支援機構、宮城産業復興機構からの債権買戻し期限を迎える事業者に対し、買戻し期限の延長、買戻し金額の減免等、新たな事業者再生支援スキームを創設すること。また、関係金融機関に対し、債権買戻しのための融資に応じるよう、国から要請すること。

### 4. 原発事故に対する対応について

- (1) 放射性物質で汚染された廃棄物や土壌、焼却灰等の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセスや仮置場・長期管理施設の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明するとともに、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の管理について、国が迅速に責任をもって対応すること。また、指定廃棄物の長期保管に伴い、放射性物質濃度が 8,000 Bq/kg 以下に減衰しても、これまで国の指示のもと長期保管を強いられてきた地域感情を考慮し、指定解除することなく国が責任を持って最終処分すること。

8,000Bq/kg 以下の一般廃棄物扱いとなる汚染廃棄物について、市町村が取組む処

理に対し国は柔軟な対応と十分な負担を行うこと。

- (2) 除染事業により発生した除染廃棄物や除去土壌の処分については、住民の強い不安感、拒絶感により進まない状況であることから、国が主体的に責任を持って説明するとともに、財政的、技術的支援に止まらず、国の責任において処分すること。
- (3) 汚染状況重点調査地域に指定され、除染対象とされた区域から生じた除去土壌の処分基準を定める省令の早期策定を求めるとともに、その処分先の確保について、国が主体的に責任を持って対応すること。
- (4) 国として原発被害をことさら福島県等に限定しないこと。東京電力に対しても、県境で区別せず、適切な損害賠償・費用負担を行うことを強く指導監督すること。また、原発事故に起因する農林畜産物、水産物に係る風評被害対策を講じるとともに、東京電力に対し損害賠償の拡大及び早期支払を指導すること。さらに、観光業の風評被害について、宮城県内の観光業に対する影響を正しく認識し、福島県と同様の内容で損害賠償するとともに、東京電力に対しては、東北以外の地域からの観光客入込みに限った損害賠償対象を拡大し、震災後わずか1年間とした対象期間を将来にわたって認めるよう指導すること。
- (5) イノシシ被害が年々拡大し、イノシシ自体が生息域を広げながら繁殖を続けている状況下においては、単一の市町村だけでの対策では限界があることから、本県の県南地区に設置されている「鳥獣被害対策専門指導員」を県内全域に設置し、各自治体が一体となり行えるような広域的な対策（駆除、防除及び処分等）を国・県が主体となり行うこと。また、「有害鳥獣捕獲事業」についても、捕獲したイノシシの放射性物質の濃度が基準値を超えているとして未だに出荷制限の対象となっており、埋設あるいは解体を経た焼却処理をしなければならない状況にある。この結果、年々増加する捕獲頭数に比例して、解体後の処理の費用も増加しているため、解体せずに処分可能な減量化処理施設への全額補助など、猟友会や農業者をはじめとした地域住民の負担軽減に向けた施策に加え、出荷制限の解除を行うこと。
- (6) ALPS処理水の対応については、海洋放出の方針について、海洋放出以外の処分方法も引き続き検討するとともに、水産業をはじめとした関係各産業への新たな風評被害を生じさせないための取組を確実に進めること。また、ALPS処理水からトリチウム等を分離する技術の確立に向けて積極的に検証を進めること。また、放射性物質の測定にかかる費用については、令和6年度以降も国の予算措置を継続すること。
- (7) ALPS処理水の対応については、水産物の風評被害が残っていることから、モニタリング調査や放射性物質検査を継続的に実施するとともに国内外に向けて水産物の安全性を発信し、消費拡大に対する積極的な支援を行うこと。また、海洋

放出に当たっては、隣県も含めた水産事業者の理解を得ることを前提とし、科学的根拠に基づくデータを示し、安全性が担保されていることについて、国内外に向けて情報発信を行い国民と諸外国の安心を確保すること。さらに、国が処理水の海洋放出に伴う風評対策として措置された令和3年度補正予算300億円、漁業継続支援として措置された令和4年度2次補正予算500億円の基金については、漁業者や水産加工業者などの経営継続が実現できるよう、福島県以外の隣県等についても同等に扱われること。併せて、風評発生に対し、確実に運用されるよう現実に見合った制度設計にすること。特に500億円の基金については、幅広く水産関係者の意見を聞き、将来にわたる水産振興に寄与するよう支援メニューを充実させること。万一、それらの対策を講じつつも、風評被害が生じた場合には、令和4年12月23日、東京電力より示された漁業、農業、水産加工業・水産卸売業、観光業に対する賠償基準により、福島当該県以外も含め、被害の実態に見合った東京電力による賠償を国の責任のもと、手続きの簡略化などにより迅速かつ確実に対応すること。



## 新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

政府は、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症を、感染法上の5類感染症に位置付けることを決定し、これまでの各種政策・措置の見直しを行うこととした。

感染対策と経済・社会機能の確保・両立を図り、市民が日常生活を取り戻していくためには、引き続き医療・雇用・経済等の各分野における大胆かつ継続的、総合的な対策が必要である。

よって、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

#### 1. 新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施

- (1)自治体が実施体制を構築するために必要な情報について迅速かつ具体的に提供すること。
- (2)国民に対してワクチンに関する正確な情報提供を行うとともに、国民の生命及び健康を守るために主体的に取り組むこと。特に、乳幼児と小児接種に使用するワクチン及び接種の有効性・安全性に関する情報を分かりやすく積極的に提供すること。
- (3)ワクチン接種の副反応等による健康被害が生じた際の救済を、速やかに行うこと。

#### 2. 医療資器材の確保等

- (1)安全な医療提供体制維持のために、医療用マスクやガウン、手袋等の防護服や人工呼吸器等の医療用資器材に不足が生じないように、医療機関の求めに応じて必要な数量を確保できるようにすること。また、医療機関が医療用資器材を適正な価格で安定的に調達できるよう供給体制を確保すること。  
特に、感染症指定医療機関に対しては、優先的かつ安定的に必要な数が供給されるよう、万全の対策を講じること。

#### 3. 医療機関への財政支援

- (1)感染症指定医療機関や入院協力医療機関等の新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病院では、病棟の一部の病床を感染症患者に充てる場合であっても、院内感染を防ぐために病棟全体を感染症患者専用とせざるを得ず、大幅な減収となってしまう。

よって、減収分の補填のため、以下の点について引き続き地域医療の実情に応じたさらなるきめ細やかな財政措置を講じること。

- ①診療実績に応じた診療報酬の増額を十分に行うこと。
- ②新型コロナウイルス感染症患者及びその疑いのある患者を受け入れるに当たり、一般病床・療養病床を問わず、継続して病床を整備した時点に遡及して財源措置

を行うこと。

③医療従事者への危険手当支給に対して財源措置を行うこと。

④診療材料等の価格高騰に対する助成を行うこと。

⑤新型コロナウイルス感染症患者のアセスメント外来における、診療報酬の十分な増額を行うこと。

(2)地域における医療提供体制維持のため、感染拡大の影響に伴う外来患者の減少等により、経営状態が悪化している医療機関や公立病院の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。

(3)介護が必要な高齢者を受け入れた場合、防護具を着用した状態で日常生活の介助を行う必要があり、看護師の負担は非常に大きいものがある。

よって、ADL（日常生活動作）区分に基づく診療報酬上の評価を新たに措置するなど必要な財政措置を講じること。

#### 4. インフルエンザ予防接種費用の助成

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行による医療機関の逼迫を防止するために、インフルエンザの罹患者を減らし重症化を予防する必要がある。

よって、任意接種となっている若年層のインフルエンザ予防接種費用の補助制度を創設すること。

#### 5. 福祉支援

(1)子育て世帯において、保護者が新型コロナウイルスに感染した際の対処について、児童相談所の機能を強化するなど体制の整備を進めるために必要な財政措置を講じること。

#### 6. 地域経済・雇用対策

(1)新型コロナウイルス感染症の影響は長期化しており、幅広い業種に影響が及んでいることから、業種に関わらず、公平な支援策を講じること。特に、中小企業や個人事業主の事業継続に必要となる資金繰り支援及び原油価格・物価高騰の影響を乗り越えるため、販路拡大・生産性向上のための前向きな投資への支援を拡充すること。

(2)休業支援金をはじめとする国の雇用施策について、支援制度の柔軟な運用と事業主への指導の強化のほか、労働者への周知徹底を図ること。

(3)「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業」に該当し、地方自治体が家計・生活支援、事業主等への支援の観点から、住民・事業主に支給する給付金等について、所得税の非課税所得とすること。

(4)依然利用者数がコロナ禍前まで回復していないバスやタクシー、地下鉄、離島航路などの地域公共交通事業者に対して、生活の足を守るため安定経営に向けた積極的な支援を講じること。

- (5)円安や不安定な世界情勢を受け、電力・ガス・燃油価格等の高騰等の影響が農林水産業、運輸業などの幅広い業種の事業者に及ぶ中、地域の中小企業の事業継続のため、事業者に対する持続化給付金等の支援の他、融資の返済に対する柔軟な対応や価格高騰の激変緩和措置の継続など安定的かつ継続的なエネルギー施策を講じること。
- (6)畜産経営における生産費の高騰が経営を圧迫し非常に厳しい状況にあることから、食料自給率の維持と地域農業の衰退の危機を回避するため、飼料や生産資材価格高騰に対する畜産経営の影響緩和に向け、即効性のある対策を早急に措置すること。

## 7. 地方財源確保、自治体への財政措置

- (1)地方交付税の財源である所得税、法人税等の減収が想定されることから、当該減収分については、国の責任において財源を補てんし、自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保すること。
- (2)新型コロナウイルス感染症に関するワクチン接種などの緊急対応策の実行に際して必要となる地方負担はもとより、今後新たに必要となる地方負担についても、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、適切な財政措置を講じること。特に、長期化も見据えた対応として、令和5年度以降についても継続的な財政措置を講じること。
- (3)施設の利用低迷等が続いており、公共施設を運営する地方自治体の入場料収入や施設使用料の事業収入が減少していることから、事業収入減収に伴う地方自治体への財政支援措置を講じること。
- (4)新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを5類に見直す方針が決定し、ワクチン接種も進捗している状況にあるが、原油価格・物価高騰により、市民生活等に様々な影響が生じている。市民の生活を守るとともに、地域経済が早期回復を果たすためには、今後も状況に応じた生活者・事業者支援等が必要不可欠であることから、必要に応じて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による追加の財政措置を講じるなど、柔軟かつ弾力的な運用を図ること。

## 8. その他

公平な課税等を行うため、国は各種給付金が課税対象とみなされる場合があることにかんがみ、当該給付金については確定申告が必要であること等について、国民に対して一層の周知を図るとともに、給付金等の原資は税であり、各種給付金の受給者情報については、課税客体となりえることから市町村と共有するなどの措置を講じること。

# 国への要望書

宮城県市長会

## 公共事業関係費の確実な確保について

国及び県支出金により実施する公共事業については、交付額が当初予算計上額から大幅に減額された場合、事業縮小や事業延期等に伴う議会及び地域住民への理由説明や事業計画の変更、事業執行のための一般財源の抛出等、市においてさまざまに対応せざるを得ない状況となっている。

国の公共事業関係費は、平成 22 年度予算編成において大幅に削減されて以降、当初予算ベースでは 5 兆円規模の極めて低い水準で推移している。

しかしながら、近年、全国各地で毎年のように水害などの災害が発生しており、令和元年東日本台風は各地で甚大な被害をもたらし、宮城県内では死者 19 名、行方不明者 2 名、全壊 302 棟、半壊・一部損壊・床上床下浸水は 1 万 9600 棟を越えるなど、幾多の生命と財産が失われ、今なお多くの住民がかつての日常に戻れない生活を余儀なくされている。

国民の生命・財産の保護は、行政の果たすべき根幹的な責務であることから、国土強靱化の確実かつ計画的な遂行、老朽化する道路ストック・農業水利施設等の適切な維持管理並びに予防的・計画的修繕を実施していく必要がある。特に、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風で決壊した河川堤防が、令和 4 年 7 月 15 日からの大雨により短期間のうちに再び決壊しており、原形復旧にとどまらない治水安全度を向上させる改良復旧を図ることが求められるとともに、気候変動を踏まえた流域治水を強く推進していくことが重要になっている。

さらに、国民の生命、財産を守るためには、十分な財源と職員を継続的に確保していかなければならず、また地域の建設業は、社会資本の整備や災害時の緊急対応及び復旧を行うほか、地域雇用を支える産業として重要な役割を担っており、建設業の活性化及び健全な発展による地域の活力維持や安全・安心の確保といった観点からも補正予算も含めた公共事業関係予算の長期的・安定的な確保が必要となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 国土強靱化施策を総合的かつ計画的により一層強力な推進を図るため、公共事業関係費を当初予算ベースで平成 21 年度以前の 7～8 兆円規模にまで回復させ、長期的・安定的に確保すること。
- 2 地方創生のため、地域の多様なニーズに対応する経済対策としての使途を限定しない補正予算を編成し、事業を推進すること。
- 3 災害に強い道路の構築など事前防災・減災対策を強力に推進するとともに、急速に老朽化が進行する道路施設等の予防的、計画的な修繕のために、老朽化対策費用について予算を拡充すること。また、点検に係る費用について、市町村の負担軽減を図ること。

- 4 毎年のように発生する豪雨水害に対応するため、排水機場のポンプ能力増強等による排水体制の強化や、総合的な排水機能を強化し、関連する河川について整備促進を図ること。また、河川整備計画の全体的な見直しを進め、適正な河川の維持管理・点検を実施し、河川の再度の災害防止と水害常襲河川の解消に向け、災害に強い川づくり緊急対策事業の推進を図ること。
- 5 越水・破堤した河川などリスクの高い危険箇所について、緊急的かつ強力な防災・減災対策のため、堤防の質的強化やかさ上げ、河道掘削など原形復旧にとどまらない治水安全度を向上させる改良復旧を図ること。
- 6 迅速な災害復旧及び災害の防止を徹底させるために、資機材の充足及び地方整備局や河川国道事務所の人員体制の充実・強化を図ること。
- 7 予算概算決定等を公表する際に自治体への予算配分の目安を公表すること。
- 8 東日本大震災の復興期間終了後も長期安定的な道路整備・管理が進められるよう安定的な道路予算を確保するとともに、防災・減災、国土強靱化のさらなる推進を図る「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の計画的な事業推進と通常予算とは別枠で必要な予算の確保を図ること。
- 9 流域治水の推進に当たって、確実かつ早期にハード対策を進捗させるとともに、ソフト対策、流域対策（雨水排水施設設備、宅地嵩上げ、田んぼダムなど）の実施に対する技術的・財政的な支援の拡充を図ること。

## 森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて

森林環境税及び森林環境譲与税については、全国市長会として、「森林環境税については、その税収を全額地方の税財源にするとともに、森林整備等に係る国・都道府県・市町村の役割に応じた継続的かつ安定的な財源確保の仕組みとするなど、地方の意見を十分に踏まえ、創設に向けて具体的な設計を進めること」を要望していた。また林野庁等でも「京都議定書」に基づく温室効果ガス削減目標の達成や、近年頻発する山地災害の防止、人口減少の克服と地方創生のより確実な実現に向けて、創設が議論されてきたところである。

これらを受けて令和元年度に創設された森林環境譲与税の譲与基準では、森林整備や担い手の育成、木材利用の促進や普及啓発の推進を目的として、全国に譲与される額の10分の5を私有林人工林面積で、10分の2を国勢調査の林業就業者数で、10分の3を国勢調査の人口で按分することとされた。

しかしながら、按分割合については森林環境の保全等を目的とした超過課税分の活用状況を参考に設定されたものであり、森林環境譲与税の配分に際しては前年度の実績を踏まえ、森林の持つ公益的機能を十分に発揮させるために真に効果的な活用に向けた再検討を行う必要がある。森林環境譲与税の効果が最大化されるよう私有林人工林面積、林業就業者に比重を置いた按分割合に見直しを行い、山間部等への配分を強化するよう要望する。

## 地上デジタルテレビ放送視聴に係る維持管理等補助制度の創設について

地上デジタル放送への移行に伴う国の支援として、共同受信施設（共聴組合）に対し、新規の施設整備と既存のアナログ設備改修を進めてきたが、既存のアナログ設備の改修では、国の補助制度上、アンテナの交換など必要最小限の改修しか認められなかったため、事業の対象外とされた既存ケーブル等が老朽化し、改修が必要な状況が生じている。

しかしながら、機器更新には多額の費用がかかることから、老朽化に伴う改修が進まない状況にある他、高齢化に伴い、共聴組合の加入世帯が減少し、維持管理費の負担増加も懸念されているところである。

また、地理的条件などから共聴施設対策や高性能アンテナ対策等の手段が講じられず、やむを得ず光回線を利用し、地上デジタルテレビ放送を視聴している世帯においては、毎月自己負担が発生しており、平等な情報享受の面で課題となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 共同受信施設の老朽化及び自然災害に伴う機器更新費用並びに維持管理費用について、補助制度を確立すること。
- 2 地理的条件などの理由から、やむを得ず自己負担により、地上デジタルテレビ放送の視聴を光回線で利用している世帯に対する補助制度を確立すること。



## 松島基地周辺対策の促進について

本県所在の航空自衛隊松島基地は、東日本大震災で被災したものの、現在はブルーインパルスが帰還し通常訓練に戻るとともに、引き続きF2戦闘機戦闘パイロットの最終訓練基地等として、国防の重要な任を担っている。

一方で、ブルーインパルスは市街地上空での訓練が避けられないとともに、F2戦闘機の騒音等の状況から、基地周辺の土地の利活用上の制約等もあるなど、市勢発展にも一定の影響を及ぼしている。

基地の安定使用には、周辺住民の松島基地に対する理解を得ることが重要であり、周辺地域の住民は、安全と福祉及び良好な生活環境を確保するための施策実施を切実に願っているところである。

よって、松島基地周辺対策に関し、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 航空自衛隊松島基地の所在に伴う民生安定施設の助成事業について、今後も当該助成を活用して整備を進めるに当たり、補助率割合の引き上げ、社会情勢の変化・要望等に対応できる用途等の拡大（放課後児童クラブ等）、施設活用の長寿化のための整備に資する改修対象経費の拡大、維持管理費に対する助成制度の創設及び確実な財源確保を講じること。
- 2 特定防衛施設周辺整備調整交付金について、被災地域及び合併市町村の実情に配慮した算定方法に改めること。また、ブルーインパルスの訓練は市街地上空での低空飛行による危険度等の特殊性を考慮し、同交付金の増額を講じること。
- 3 国有提供施設等所在市町村助成交付金について、非対象資産となっている土地、建物、工作物についても対象資産に含めること。また、同交付金が固定資産税の代替的性格を持つものであることから、固定資産税に相当する額を確保し、増額交付すること。

## 移住・定住施策の推進について

地方公共団体が実施する移住体験、移住者に対する就職・住居支援等として、平成 27 年度に創設された「自治体による移住関連情報の提供や相談支援等への地方財政措置」では、「移住コーディネーター」又は「定住支援員」の設置に要する経費に対する特別交付税措置は、1 人当たり 350 万円を上限として、措置率は 100%となっているが、移住相談窓口の設置や空き家バンクの運営等に係る移住・定住対策に要する経費に対する特別交付税措置は 50%であり、地方自治体が財政負担を伴っている状況である。

また、「移住支援金制度」は東京 23 区に 5 年以上在住または通勤する方が地方移住し、あらかじめ対象求人の募集を行う登録企業に 3 ヶ月以上就労した場合やテレワークを行う場合などに 100 万円（補助率：国 1/2。子の世帯員加算あり。ただし、単身移住は 60 万円。）が支給されるものであるが、地域要件を東京 23 区に限定することで対象者が絞られている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 移住相談窓口の設置や空き家バンクの運営等に係る移住・定住対策に要する経費に対する特別交付税措置を 100%に引き上げること。
- 2 「移住支援金制度」の地域要件について、東京 23 区から首都圏全域に適用範囲を緩和すること。

## シルバー人材センターの安定的な事業運営のための 適格請求書等保存方式導入に係る適切な措置について

シルバー人材センター（以下、「センター」という）は、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という）に基づき設立された公的な団体であり、高齢者の多様なニーズに対応した就業機会を提供するとともに、高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進による地域社会の活性化を図る役割を担っている。

センターでは、請負額にかかる消費税から会員に支払った配分金にかかる消費税を差し引いて納付しているが、令和5年10月から消費税における「適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」が導入される予定となっており、同制度が導入された場合、免税事業者である会員に支払った配分金にかかる消費税を差し引くこと（仕入控除）ができず、税負担が増大することになる。これは公益法人として収支均衡を基本とするセンターにとって死活問題となるものである。

また、仕入控除を従来通り行うためには、免税事業者であるセンター会員に適格請求書発行事業者として登録してもらい、適格請求書を発行してもらわなければならない。この際、適格請求書発行事業者となった会員は低額の報酬しかないにもかかわらず消費税の確定申告や納税が必要になるなど、就労を継続するにあたり個々人の負担が非常に大きくなる。

我が国の高齢化率は、先進諸国と比較し最も高い水準となっており、現在、国を挙げて生涯現役社会の実現を目指しているなか、報酬よりも社会参加や健康維持など生きがいづくりに重きを置いた就労を推進しているセンターと会員への負担の増大は、法の理念に反し高齢者の就労意欲を削ぐものであり、就労の低迷、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。

よって、今後のセンターの安定的な事業運営と、高齢者の生きがい就労の推進が継続できるよう、インボイス制度導入にあたり適切な措置をとるよう要望する。

### 記

- 1 シルバー人材センターからセンター会員に支払われる配分金については適格請求書の提出や保存を求めないなど、特例によりインボイス制度を適用しないこと。

## 地方公共団体情報システム標準化に対する財政支援について

地方公共団体情報システムの標準化については、令和4年10月7日に「地方公共団体システム標準化基本方針」が閣議決定され、2025年度（令和7年度）までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととされ、地方公共団体の基幹業務となる20業務について、標準・統一化に向けて動き出している。

情報システムの標準化に対する財政支援として、国は令和2年度第3次補正予算において「デジタル基盤改革支援補助金」を創設するとともに、その原資とするために地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に基金を設けている。令和3年度第1次補正において、基金への積み増しを行い、基金の金額は1,825億円となっている。

「デジタル基盤改革支援補助金」は、システムの移行準備経費（現行システムの概要調査・比較分析、計画作成等）やシステム移行経費（データ移行、文字の標準化等）を対象としているが、その額には上限額が設けられており、地方自治体の人口規模により固定費（人口規模別の額）及び変動費（人口一人当たりの金額）の合計額となっている。

令和5年度から標準化に向けたシステムの比較分析業務などを行っていく必要があるが、移行に係る経費は多額になることが想定され、現在の補助上限額では不足するのではないかと懸念される。仮に不足が生じた場合には、地方自治体の厳しい財政状況ではシステム改修に遅れが生じることも考えられ、2025年とされているシステム移行目標にも支障が生じることが考えられる。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 地方公共団体情報システム標準化に対する財政支援について、地方公共団体の移行業務に支障が生じないように、十分な財政支援を講じること。
- 2 財源負担については、普通交付税や特別交付税による措置ではなく、国庫負担金又は補助金とすること。
- 3 地方公共団体情報システム標準化を進めるにあたって、その財政支援に対する情報を早期に地方公共団体に通知し、システム標準化を円滑に進めるようにすること。

## パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入について

国における性的少数者への取り組みとして、令和2年12月25日に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画において多様性を尊重する環境整備の基本的な考え方が示されており、性的指向・性同一性に関することや女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への対応を関係府省が取り組むことを明記している。

宮城県における性的少数者への取り組みは、令和3年3月に制定された第4次宮城県男女共同参画基本計画において「性別や性的指向、性自認等を理由として差別的扱いをされるなど社会の中で困難な状況に置かれている人々が安心して暮らすことができ、また、県民が自らの意思に基づき個性と能力を十分に発揮できるよう、多様性（ダイバーシティ）に富んだ豊かな環境づくりに引き続き取り組んでいく必要がある」という考え方が示されているところである。

各自治体においては、東京都渋谷区で渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例が平成27年4月に施行され、同年11月に「パートナーシップ証明制度」が日本で初めて導入されて以降、引き続き同様の制度導入が自治体単位で進み、令和4年11月には東京都が導入するなど、全国的な広がりとなっている。

このような状況を踏まえ、誰もが互いの多様性を認め合い、それぞれの人権を尊重しあえる社会の実現を目指した理解促進事業の実施や各自治体の取り組みを支援・促進することが必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 既にパートナーシップ制度を導入している自治体の制度と整合を図りながら、当事者が居住する地域に関わらず、あらゆる性別、性的指向、性自認、性的表現が尊重されるよう社会環境の整備に取り組むとともに、パートナーシップ制度を含めた性的少数者への理解促進や自治体の取り組みへの支援を行うこと。

## 災害時の自主防災組織の補償の整備について

災害時において、自主防災組織の構成員が避難支援活動中に死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になっても、多くの避難支援活動が消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律に基づく消防団員等公務災害補償等共済基金からの損害補償の補填を受けられない状況に置かれている。

災害対策基本法第84条の規定では、市町村長又は警察官等の命令により、応急措置の業務に従事した者が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、当該市町村は、その損害の補償をしなければならないことについて、定められている。

しかし、認定機関である消防団員等公務災害補償等共済基金によれば、災害対策基本法第84条に規定する応急措置従事者の要件として、「その現場での市町村長等からの指示であって、事前に約束されたものではない」との見解である。

このため、自主防災組織の構成員の避難支援活動は、従事要請のない任意の活動が中心になることから、消防団員等公務災害補償等共済基金の対象とならないことになる。

災害対策基本法第5条に、市町村の責務として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、地域に係る防災に関する計画を作成し、その責務を遂行するにあたり、自主防災組織の充実を図るよう努めなければならないとして、市町村は、全地域に自主防災組織の設立を働きかけてきている。

自然災害の発生が頻発している昨今、今後、さらに避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確保していくのであれば、いざ、大きな災害が発生した場合に、多くの避難支援者が、安心して活動できる環境整備に向け、自主防災組織が事前に市町村に活動員名簿を提出した場合等、公的な損害補償が適用になる制度への見直しを要望する。

## 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の期間延長について

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、地方公共団体が企画立案し国が認可した「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対して寄附を行った企業が、課税上の特例を受けることができる制度である。地方公共団体は、企業版ふるさと納税を活用して新たに地方創生に効果の高い事業を行うことが可能で、寄附を行った企業も法人住民税・法人税・法人事業税の税額控除が受けられ、寄附に係る損金算入措置による軽減効果と合わせて最大約9割の軽減を受けられる制度であるため、地方公共団体と寄附を行う企業の双方にメリットがあり、この制度を活用した新たな事業が全国の地方公共団体で展開されているが、この制度は令和6年度で終了となる。

国は、令和4年12月、令和5年度を初年度とする5か年の新たな「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を閣議決定し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することとし、併せて、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、その期間を令和9年度までとした。

地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生法第9条及び第10条の規定により、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、地方版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するよう努めなければならないこととされているため、デジタル田園都市国家構想の実現に向け、国の総合戦略を勘案して地方版総合戦略の策定・改訂に努めている。

今後はより一層、現行の総合戦略から切れ目なく地方創生の取組を推進することが重要だが、地方公共団体が地方版総合戦略を実行するために有効な制度である企業版ふるさと納税の適用期間が令和6年度までとされている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の期間に合わせ、企業版ふるさと納税の適用期間を令和9年度まで延長すること。

## 地域医療の充実について

安全で安心な生活を送るためには、地域医療の充実が不可欠であり、中でも、自治体病院は地域の中心的な病院として、一般医療や救急医療等で重要な役割を担っており、地域医療に欠かせない存在である。

そのような中、病院施設の老朽化や医療設備の更新については、多額の費用を要し、自治体財源の圧迫にも繋がっている。

また、高齢化に伴う疾病構造の変化、事故や災害の多発傾向、医療技術の進歩、住民意識の変化などにより、救急医療及び高度専門医療に対する住民のニーズが拡大してきているが、医師や看護師等の医療従事者の不足が深刻化している上、本県における救急医療施設及び高度専門医療施設の設置状況は県内二次医療圏ごとに見ると必ずしも十分とは言えない。各圏域内でのこれら施設の設置等だけでなく、医療法の規定に基づき、五疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）や五事業（救急医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）、在宅医療に対応した医療分担及び地域医療連携体制の構築が強く望まれている。

よって、地域医療の充実のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 自治体病院の役割に鑑み、経営環境の厳しい自治体病院の経営安定化のため、救急医療を初めとする不採算部門への支援、公立病院特例債の復活、独自補助制度の創設等、財政支援措置を拡充すること。
- 2 現行の消費税制度において、診療報酬が非課税である反面、医薬品や医療機器等の購入に係る消費税は病院が負担することになり、病院経営に対する影響は大きいものがあるため、これに係る税制度の抜本的改正をすること。
- 3 自治体病院の経営安定化につながるよう地域医療に係る診療報酬体系の見直しを図ること。
- 4 平成 15 年度から病院事業債の繰出基準を 2 分の 1 に減じているが、自治体病院の経営安定化を図るため、3 分の 2 に復元して地方交付税に算入する等、財政支援措置を拡充すること。また、国は、平成 27 年度から地方交付税の算定の基礎が許可病床数から稼働病床数に変更されたが、緊急時のバックアップ機能を維持するため、許可病床数を算定の基礎とすること。
- 5 県内の二次医療圏ごとに医療機関の機能分担による整備を行い、小児科・産科医師を集約化した拠点病院の整備を早期に行うとともに、地域の中核的病院及び災害拠点病院の整備・強化を図ること。
- 6 周産期医療の安定的な供給体制確立のため、地域の拠点医療機関への小児科医、産



科医等の医師を確実に配置すること。

- 7 救急医療体制を維持・確保するため、二次救急患者の転院体制を構築するなどにより、二次救急医療体制の充実強化を図るとともに、救命救急センター運営に対する財政支援を行うなどにより、三次救急医療体制の充実強化を図ること。また、夜間及び休日における適正受診を促すよう、さらなる啓発を行うこと。
- 8 地域ごとの診療科別必要医師数を明確化し、医師を地域に配置する施策を確立すること。併せて良質な医療を提供するため医師及び看護師、薬剤師、理学療法士等の医療従事者の確保、及び定着が図られるよう財源措置を講じること。
- 9 医師、看護師、薬剤師、理学療法士等の医療従事者の人員の確保及び地域偏在の是正等が図られるよう、医師派遣体制を充実させるとともに、自治医科大学等の入学定員の増員や医師に一定期間地域医療従事を義務づける等のシステムを早急に構築する等、各種支援措置を講じること。

また、令和6年4月からは働き方改革として医師の時間外労働の上限規制が適用される。医師を初めとする医療従事者の労働環境の整備が喫緊の課題であり、その対策として、現在の医療体制を維持するにも人員増が必須となる。この状況を踏まえ、不足している小児科・麻酔科・産婦人科等の診療科の医師や救急医の確保、さらには医療従事者の離職防止対策、養成制度の充実・支援及び復職支援対策等、医療体制の一層の整備を図ること。

- 10 現行の医師臨床研修制度による影響分析と特定診療科目からの医師離れへの対策を講じるとともに、新専門医制度の導入により地方にバランスよく若手医師、女性医師が配置されるような仕組みを構築し、勤務医の地域偏在、診療科偏在が是正されるよう進めること。さらに、地域包括ケアを支える人材として、総合診療専門医の養成を図ること。また、医師が地方で安心して働ける環境整備への支援を行うこと。
- 11 医療が高度化、専門化する中で、高い水準の知識と技術を有する看護職員が求められ、所定の研修を受講した看護師の配置が、多くの診療報酬の要件となっているにもかかわらず、地方においては研修機会が少なく、さらに研修受講のためには、長期間、遠方への研修派遣により負担を余儀なくされている現状を鑑み、地方における看護師の教育体制整備及び財政措置を含めた養成教育への支援施策について、早急を実施すること。
- 12 夜間急患センターを含む医療施設、設備等設置に要する費用について、財政措置を講じるとともに、同施設の運営に要する経費として措置されている特別交付税について、算定条件である合計診療時間を段階的なものに改め、その区分に応じた算定額とすること。
- 13 自治体病院における電子カルテシステムの整備に伴うクラウド利用料などの情報処理費用に対する繰出金の制度化と交付税措置を講じること。

- 14 病床数の適正化（ダウンサイジング）を進めるため、同一病棟での混合病床に対応した看護師配置基準の特例が認められるように措置を講じること。
- 15 「地域医療構想」の実現に向け、関係者間で丁寧な議論を行いながら主体性を持って推進するとともに、機能分化・連携強化の取組みを実施する自治体病院に対し、施設・設備の整備等に必要な地方財政措置やそれぞれの地域の実情に応じて創意工夫できるような支援策を拡充すること。
- 16 医師会付属看護学校の卒業生の多くは、地元への定着率も高く、地域医療の充実に大きく貢献しており、地域医療の維持・確保にとって非常に重要であるが、人口減少や少子化の影響等により生徒数が減少するなど厳しい経営環境にあることから、看護学校を安定的・継続的に運営していくための財政措置の充実を図ること。

## 国民健康保険の子育て世代の負担軽減と財政支援措置の拡充・強化について

国民健康保険制度においては、加入している方の年齢によらず被保険者均等割額が賦課されている。

令和4年度から未就学児に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援することが創設された。そのため、就学児から一般的な高等学校卒業年齢となる18歳までの子どもがいる世帯との間で格差が生じている。

子育て世代の負担軽減として、被保険者均等割額を減額する対象年齢や減額幅の拡充を引き続き検討する必要がある。

また、子育て世代への継続的な負担軽減に向けて、安定的な運営を図るための財政支援について、国庫負担の拡充・強化が課題となる。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 子育て世帯全体の負担軽減を図るため、被保険者均等割額を減額する対象年齢を一般的な高等学校卒業年齢となる18歳までとし、子育て世代間の格差是正と子育て世代全体の負担軽減を強化すること。

## 介護保険制度の充実について

介護保険制度は、超高齢社会を迎える中、利用者が増加の一途を辿っていることに伴い、給付費が増大し、利用者のニーズも多様化している状況である。

このような中、市町村はこの制度を円滑に実施し、地域包括ケアシステムを構築していくため、最大限に努力しているところであるが、利用者が安心してサービスを受けられるよう、更なる制度の運営基盤の充実と一部制度の見直しが不可欠である。

よって、介護保険制度のより一層の充実を図り、安定的かつ健全な運営を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 介護保険財政の健全な運営のため、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重とならないよう、東日本大震災からの復興状況も踏まえながら、十分な財政措置を講じること。
- 2 財政支援が必要な保険者それぞれの実態を踏まえ、第一号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、財政調整交付金について国庫負担分とは別枠での財政措置を行うなど、十分な財政措置を講じること。
- 3 介護分野において、事業が継続され、事業者が質の高い人材を安定的に確保できるよう、介護人材の確保及び介護職員の処遇改善に向けて、より適切な水準の介護報酬を設定するとともに、利用者及び自治体の負担軽減を図るため、国の責任において十分な財源措置を講じること。
- 4 介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤の整備について、必要な財政措置を講じること。
- 5 平成 27 年 4 月から公費による低所得者の保険料軽減制度が導入されたが、給付費の増加等による保険料の上昇傾向が今後も予想されるため、低所得者の実態を十分踏まえた上で、保険料や利用料の軽減策について、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- 6 介護予防・日常生活支援総合事業の実施については、予防給付のうち訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行に伴い、地域格差が生じることがないように、市町村が地域の実情に応じて円滑に事業を実施できるよう適切な支援を行うこと。
- 7 電算システム改修をはじめとした市町村による事務処理体制構築にかかる費用について、地域の実情に配慮し、十分な財政措置を講じること。
- 8 国が定める標準的な所得段階別対象者の条件のうち、基準額より所得の低い者の条件から、「世帯の課税状況」を除き、本人所得のみを対象とすること。

## 医療費助成制度の充実強化について

子ども医療費助成制度は、医療機会を確保することで子どもの健全な発育を促進し、子育て家庭の経済的負担を軽減する重要施策として、都道府県の補助を受け、市町村事業として実施しているが、その内容は都道府県により異なっている。市町村においては、少子化が進む中で、住民要望により更に単独事業として対象年齢の拡大等を図らざるを得ず、多くの市町村で上乘せ助成を行っており、少子化対策に関する地域間格差が生じている。

また、子ども医療費助成制度に係る費用については、本来の子ども医療費自己負担分の5割、上乘せ助成部分は10割を市町村が負担していることに加え、国民健康保険においては国からの療養給付費等負担金及び普通調整交付金の基本交付額から地方単独事業波及増額分が減額して交付されている。平成30年4月から対象年齢は見直されたものの就学児からの減額措置は継続されていることから、都道府県及び市町村の国保財政を圧迫している状況となっている。

さらに、宮城県においては、9割以上の市町村で対象年齢を18歳まで引き上げるとともに、所得制限を撤廃し実施しているが、それに対する県の補助が大幅に乖離しているため、市町村の財政を圧迫している。

そのような中で、子ども医療費助成制度においては、県が中心となって県全体を調整した結果、医療機関等の窓口で自己負担額の支払を必要としない現物給付方式を導入している一方で、母子・父子家庭医療費助成制度及び障害者医療費助成制度においては、受給者が一旦自己負担額を支払い、その後当該自己負担相当額の助成を受ける償還払となっており、受給者にとって経済的な負担となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 全国一律の「子どもの医療費助成制度」を創設するなど、地域間格差が生じることのないよう制度設計を行うこと。
- 2 国民健康保険に係る国庫負担金について、基本交付額から地方単独事業波及増額分を減額して交付する療養給付費等負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止するなど、国民健康保険の運営に係る財政支援措置の充実を図ること。

## 医療・介護施設に係る財源措置及び医療・介護職員の確保について

団塊の世代が後期高齢者（75歳）となる2025年度問題に対応するため、医療や介護の提供体制を整え、地域における医療と介護の総合的確保が必要である。地域の中で安心して暮らし続けるためには、地域の医療と介護の提供体制が重要であるが、全国的に医療・介護従事者が不足しており、その確保については早急な対応が必要な課題となっている。

このような中、各自治体は介護職員確保のため、独自の助成金制度や研修制度等の取組を実施しているが、若年人口の減少も相まって、介護・福祉関連の職種は極めて求人が難しく、介護施設が必要とする介護職員の確保には至っていない状況である。また、地域医療を担う医療施設及び医療従事者を継続的に確保するための対策を講じる必要がある。

よって、医療・介護職員を確保し、地域社会における医療・介護の提供を確保するため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 介護保険サービスが必要な方々に対して適切に提供できるよう、現在実施されている介護職員の処遇改善等の更なる充実を図ること。特に高齢化及び人口減少が懸念される地域における介護職員の確保・定着に向け、その職員の養成施設の配置も含め、新たな措置を講じること。
- 2 地域医療計画に定める地域医療を担う医療施設の継続的な運営を財政的に支援するとともに、医師・看護師等の医療従事者の確保及び定着を図るための対策が行えるよう、財源措置を講じること。

## 带状疱疹ワクチンの早期の定期接種化について

予防接種は、予防接種法に定める定期接種と接種者の希望による任意接種に区分されており、費用負担や健康被害が起きた場合の救済制度のあり方などから、その接種率には大きな差が生じている。

その中で、带状疱疹ワクチンは、平成 28 年 3 月から任意接種として自費での接種が可能となっているが、独自の費用助成制度を設けている自治体もあり、予防接種施策に地域間で差が生じている。

近年带状疱疹の発症率は、50 歳以上で増加し、80 歳までに約 3 人に 1 人がかかると言われているが、ワクチン接種によって発症を予防する効果があるとしている。

よって、带状疱疹ワクチンの接種に関し、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 ワクチンの有効性、安全性等に関するデータ等を開示しながら、自治体の財政状況等によって接種の機会に差を生じさせることなく、国民が安心して等しく接種することができるよう、早期の定期接種化に向け必要な措置を講じること。
- 2 定期接種に位置づけられるまでの間、市町村が独自に行う費用助成制度に対し、財政支援を行うこと。

## 保育士の配置基準の見直しについて

長引く不況により、就労形態や社会構造は大きく変貌しており、婚姻率の低下や少子化に歯止めがかからず、女性の社会進出が進む中で仕事と子育ての両立に向けた環境整備が求められている。

しかし、国は保育士の配置基準を長年見直しておらず、保育現場において過重な労働環境により精神的・肉体的負担が増していることから、保育士として就労すること自体が忌避される傾向にある。

厚生労働省の定める「保育所保育指針」では、子どもたち一人一人の状況に合わせた保育を行うとしているが、現行の保育士の配置基準では、多様な保育ニーズへの対応は困難である。

よって、安心して子供を産み育てる社会の実現と質の高い保育サービスの提供に向け、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 保育現場の現状を鑑み、保育士の配置基準について大幅な見直しを講じること。
- 2 保育士の配置基準の見直しに伴う必要な財源を自治体に措置すること。



## 医療的ケア児の支援の拡充について

令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児及びその家族を社会全体で支えることを基本理念とし、地方公共団体は支援に係る施策の実施が責務であることが明記された。

国においても、障害福祉サービス等報酬改定や医療的ケア児総合支援事業等、種々の支援に取り組んでいるところであるが、医療的ケア児は障害者手帳等の有無や重症心身障害児など、一人一人の状況が異なっていることから、多様な支援が求められている。

地方公共団体の責務とされた保育所等や学校においても、看護職員配置事業の補助割合に相違があることや、登下校の送迎支援がない等の課題がある。また、既存の福祉サービスが利用できる場合でも、医療的ケア児の送迎には医療的行為を必要とし、運転手以外に看護師等の同乗を要するが、事業所における看護師等の確保が難しく、送迎の対応ができない課題もある。そして、制度間をつなぐ支援施策がないなど、検討が必要な施策も多い。

さらに支援体制構築には医療的ケア児を支える看護師等の確保が必要であり、奨学金制度の確立等の長期的な視点に立った取り組みも重要である。

よって、次の事項について支援措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 医療的ケア児の送迎に関する柔軟な支援施策を実施すること。
- 2 医療的看護職員配置事業の補助率や基準額の拡大等を実施すること。
- 3 様々な課題に対応できる柔軟で総合的な支援施策を実施すること。
- 4 看護師の育成及び地域定着のための長期的な施策を実施すること。

## 幼児教育・保育の無償化について

国では、少子化と人口減少が一層進展する危機的状況の脱却に向けて「異次元の少子化対策」に取り組むこととしており、令和5年度の「経済財政運営と改革の基本方針」を策定する6月までに将来的な子ども予算倍増に向けた大枠を提示することとしている。

対策の基本的な方向性として、児童手当を中心とする経済的支援の強化や全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充、働き方改革の推進とそれを支える制度の充実等が示され、現在、「全世代型社会保障の構築に向けた取組について」（令和4年12月16日全世代型社会保障構築本部決定）等を踏まえた検討が進められている。

こうした中、現行の幼児教育・保育の無償化では、0から2歳児について対象が住民税非課税世帯に限定されており、新たに創設された「出産・子育て応援給付金」や児童手当の見直し等を考慮しても、仕事と育児の両立を望む多くの子育て世帯にとって大きな負担が残ると考えられる。また、一部の自治体では、対象外となる世帯や第2子以降の無償化といった独自支援を実施しており、保育環境に地域間格差が生じている。

よって、幼児教育・保育の無償化について、必要な財源を確保するとともに、0から2歳児においても、すべての子どもが対象となるよう制度の拡充を図るよう要望する。

## 加齢性難聴者の補聴器購入費用に対する助成制度の創設について

高齢者においては加齢に伴い聴力が低下し難聴となる場合が多く、難聴の進行により円滑な意思疎通が困難となることなどを理由に、認知機能の維持やフレイル予防の維持効果が期待される他人との交流機会の敬遠を招き将来的に介護を要する要因となりうる。

補聴器は聴力低下を補完し健康的な生活を送る上で必要な機器であり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）」に基づき身体障害者手帳対象者については補装具の支援措置が講じられている。一方、身体障害者手帳対象外の者については支援措置がなく、高額な費用がかかることにより補聴器の購入をためらう場合がある。

高齢化社会の進行は全国的な課題であり、これに比例して加齢性難聴者も増加していくことが見込まれる。このことから、加齢に伴う聴力低下の進行に起因するフレイルや認知症を予防し、心身ともに健やかに暮らせるよう、身体障害者手帳に該当しない中度から軽度の加齢性難聴に対する支援として補聴器購入費用に対する助成制度の創設が必要である。

よって、市区町村が行う身体障害者手帳に該当しない中度から軽度の加齢性難聴者を対象とした補聴器購入費助成に対する財政負担軽減措置を講ずること。

## G I G Aスクール構想実現に係る各種支援について

文部科学省において「G I G Aスクール構想」事業が打ち出され、児童生徒1人1台端末の整備や校内通信ネットワークの整備が行われるが、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、令和5年度までに達成するとしていた端末整備のスケジュールの前倒しがなされ、早期の環境整備がなされることとなった。

優良な学習環境の維持のためには、定期的な機器の更新は避けられないものと考えているが、現行の補助制度は、当初の整備に限るものとなっており、今後の更新費用については、具体的な対策が明らかになっていない。

よって、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 更新費用については、今後想定される老朽化、製品寿命等に起因する更新、増設も補助対象とするなど、各自治体が継続的に機器等の環境整備が実施できるよう、特段の財政措置を講じること。
- 2 通信料や保守料に代表される維持管理経費及び事故による端末の破損に係る保険料についても、地方交付税の算入等ではなく、新たな補助制度を創設する等、各自治体の財政負担の軽減措置を講じること。
- 3 「家庭学習のための通信機器整備支援」について、月々発生する通信料の軽減策として、補助制度の創設及び通信事業者への協力要請を講じること。

## 学校施設の整備に係る財源の確保について

公立小中学校の施設設備については、老朽化した校舎の長寿命化や児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の改善など、様々な課題への対応が求められている。

多額の経費を要する学校施設の整備を自治体単独で継続的に実施していくことは困難であり、国の財政支援は必要不可欠な状況にある。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 学校施設の整備に係る必要な財源を確保し、確実な財政措置を講じること。
- 2 学校施設の整備に係る国庫負担金・交付金の算定における工事費が実勢の建築工事費用と大きく乖離していることから、実勢価格に見合った算定基準単価へ見直しを図ること。

## 特別支援教育の充実について

小・中学校の特別支援学級においては、在籍児童生徒の増加や障害の重複化、多様化に伴い、個別の教育的ニーズに応じた適切な対応と人的配置が課題となっている。加えて、通常の学級における発達障害児の増加に伴い、特別支援教育支援員の必要性は増しているが、国の財政措置（地方交付税）による人員の配置は、地域の財政状況により異なり、自治体によっては十分図られていない現状にある。

加えて特別な教育的支援を必要とする児童生徒への医療・福祉との連携や保護者支援等、連絡・調整を担う特別支援教育コーディネーターの役割は、小・中学校において年々重要さが増してきている。

国においては、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムを今後構築していく方向性が示されており、その実現のためにも教員が児童生徒一人一人にきめ細かな指導と支援を行う上で、更なる教育環境の向上が求められている。

よって、特別支援教育を巡る上記のような状況を踏まえ、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 小・中学校の特別支援学級における学級編制基準の見直しを行うこと。
- 2 特別支援教育支援員について、国庫補助制度の創設や国又は県による人的配置を検討すること。
- 3 小・中学校における特別支援教育コーディネーターの専任配置を進めること。
- 4 小・中学校に通級指導教室を設置できるよう、通級指導に係る基礎定数の改善を図ること。

## 学校給食費の無償化について

義務教育について「これを無償とする」と定めた日本国憲法第 26 条第 2 項の規定を前提として、授業料や教科用図書については教育基本法第 5 条第 4 項の規定及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により無償とされているところである。一方、「食材費」（いわゆる、学校給食費）については学校給食法第 11 条及び同施行令により、現在では一般的に保護者負担となっている。

文部科学省が実施する「子供の学習費調査」（令和 3 年度調査）によれば、保護者が 1 年間に支出する子供 1 人当たりの学習費は、公立小学校では学校教育費 65,974 円に加えて学校給食費 39,010 円、公立中学校では学校教育費 132,349 円に加えて学校給食費 37,670 円となっており、保護者が負担する費用の中で、学校給食費の比率は高い。

近年、自治体独自に学校給食費の無償化が進められているが、学校給食の運営にかかる施設・設備の維持管理費や人件費に加えて、食材費までも自治体が負担することは、将来の財政運営を圧迫する恐れがある。また、自治体間で地域格差が生じることにより、地方自治に重大な影を落とすことが懸念される。

義務教育は居住地に関係なく、日本全国平等な教育環境を確保することが求められることから、財政支援や制度改正など国の関与が不可欠であり、義務教育を受ける権利のミニマム保障のため下記について要望する。

### 記

- 1 保護者負担の原則を定める学校給食法の規定の見直し等を含めた必要な措置を講ずること。
- 2 自治体間で格差が生じることがないように、全国一律に学校給食費の完全無償化を実施すること。

## 学校給食に係る保護者負担軽減に向けた財政措置について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、物価高騰による学校給食費への影響等が懸念されている。

国は、その対応として、「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」（令和4年4月5日事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能な事業（例）として、「物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減」を行う事業を新たに示した。

各自治体では、この拡充により創設された「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を活用し、学校給食等の保護者負担の軽減に向け、様々な取り組みを展開しているが、現在の物価高騰は、ウクライナ情勢による原油高に加え、円安等の影響も重なり、さらに厳しさが加速しており、この状況は当面続くものと思われる。

このような中、学校給食の提供に必要な食材は、保護者から徴収した学校給食費を基に調達しており、各自治体では、献立や材料調達により一層工夫を加えるなど、保護者の負担を増すことなく、学校給食の質と量の維持を図っているところであるが、こうした対応も限界を迎えており、今後の対応に大変苦慮している。

よって、食材価格の値上り分を保護者に負担させることなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食を提供できるよう、今後も学校給食等の保護者負担の軽減に向けた交付金等による財政措置の取組の実施を継続するよう要望する。

### 記

- 1 今後も学校給食に係る保護者負担の軽減に向けた財政措置の実施を継続すること。



## 学校部活動の地域移行に向けた補助制度の創設について

文部科学省は、令和2年9月、学校部活動は生徒への指導等に意欲を有する地域人材の協力の下で、生徒にとって望ましいスポーツ・文化活動を地域が支えていくことが求められるとし、休日の部活動における生徒指導や大会の引率を教師ではなく地域人材が担うなど、教師の負担を軽減し教育の質の向上を図るため、令和5年度から休日の部活動の段階的な地域移行を図る方針を示した。

これを受け、令和4年6月「運動部活動の地域移行に関する検討会議」から提言書が提出された。そこでは、子ども達がスポーツに継続して親しむことのできる機会の確保や、地域で多様なスポーツ環境を整備することによって、子ども達の多様な体験機会を確保することを目指して、まずは休日の運動部活動について令和5年度から段階的に地域移行することとしている。

また、令和4年12月には、スポーツ庁及び文化庁がそれぞれ策定していた部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを統合のうえ全面的に改訂し、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備と、令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間として取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の地域移行実現を目指す方針が示された。

「運動部活動の地域移行に関する検討会議」の提言書では、休日の部活動の段階的な地域移行に当たっては、保護者による会費負担と地方自治体に対する減免措置に加え、国による支援方策についても検討することとされており、文部科学省は令和5年度予算の概算要求に係る予算を計上したが、財務省の査定の結果、大幅な減額となり、補助内容の詳細も示されていない。

子どものスポーツ・文化芸術等の幅広い活動機会の確保し、教師の負担軽減による学校教育の質の向上を図るため、地域の実情を反映した学校部活動の地域移行に係る補助制度の創設が必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 学校部活動の地域移行のために必要となる経費についての補助制度を創設すること。
- 2 特に過疎地域においては、受け皿となる地域団体の不足や少子化により団体の基盤が脆弱となっており、指導者の確保が課題となっていることから、受け皿となる地域団体の体制構築やマッチング・コーディネートに対する補助制度を創設すること。
- 3 少子化の進行により、学校ごとではなく複数校をまとめたブロック単位での活動が想定されることから、移動に係る費用についての補助制度を創設すること。

## 稲作農家の経営安定化のための各種支援について

主食用米の需給と価格の安定を図り、持続可能な水田農業を確立していくためには、水田活用の直接支払交付金など各種メリット対策を最大限に活用しながら、米形態の生産を維持したまま生産調整に取り組める新市場開拓用米（輸出用米）や飼料用米などの生産を引き続き推進するとともに、大豆、飼料作物及び露地野菜を中心とした転作物への作付転換を一層進めていくことが必要である。

このような中、国は、水田経営において重要な役割を果たす水田活用の直接支払交付金について、交付要件の見直しに係る方針を示している。

国が示す主な見直し内容は、交付対象水田について、現場の課題を検証しつつ、今後、5年間で一度も水張りが行われない農地は交付対象としない方針であることや、多年生牧草について、播種を行わず収穫のみを行う場合は、戦略作物助成の単価を 35,000 円/10a から 10,000 円/10a に減額するものであるが、多くの農業者が本交付金を経営の下支えにしてきたことに加え、一度転作した水田を復田させることは困難な場合が多いことから、県内の多くの農業者に戸惑いが広がっている。

少子高齢化を伴う人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響を背景に、主食用米の需要拡大が見通しにくい状況にある中で、今回の見直しが運用されることになれば、コスト削減に努力したとしても農業経営を持続させることが大きな課題となり、生産意欲の減退、離農、耕作放棄地の増大に繋がるものと大いに危惧しているところである。

よって、農業者が生産意欲を失うことなく、持続的に水田農業に取り組めるよう、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 水田活用直接支払交付金の見直しについて、食料自給率向上に貢献している土地利用型の大豆・麦・そば等の生産面積の大幅減少につながる事となる、5年間で水稲作付やブロックローテーションの必須要件などを撤回すること。また、現支援内容では農地の賃貸借料も支払えない状況であり、輸入に頼らない国産飼料の生産拡大に必要な多年生牧草への支援の在り方を再度構築すること。食料自給率向上に貢献している現場の自治体やJAとの意見交換を行い、現場の状況を把握した上で政策を検討し、内容全体を再考すること。
- 2 畑地化促進事業等を拡充するなど、交付対象水田から除外する取組である畑地化への移行を促すこととしているが、このような支援は、一時的なものであり、支援終了後における農業経営の継続が大きな課題となることから、交付対象水田を畑地化した場合にあっても、農家所得が減少することなく、意欲を持って生産活動に取り組める継続的な支援措置を速やかに講ずること。
- 3 水田活用の直接支払交付金の引き下げを行ったものについて、従前の額に戻すこと。

- 4 稲作農家等の所得を確保し経営の安定を図るため、需給調整の仕組みについては、取組検証や検証結果による見直し検討を継続的に行い、全国・各産地において需要に応じた米生産が着実に実施できるよう、より実効性のある体制整備の推進を図っていくこと。併せて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う需要量の減少は、米の需給環境の厳しさを助長しており、需給環境の改善への取組は生産者、関係団体及び自治体だけでは限界があるため、備蓄米の買入数量を拡充すること。
- 5 食料自給率の向上や収益力の高い水田農業を実現するためには、国産農産物の利用拡大を図るとともに、水田のフル活用を推進することが重要であることから、新市場開拓用米（輸出用米）、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、米粉用米などのほか、麦、大豆、子実用とうもろこし等の作付を推進する水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金など、現行制度の恒久化と安定した財源の確保を図るとともに、地域の実情に即した交付単価の設定、水田リノベーション事業等の継続及び必要な機械等の整備を支援すること。
- 6 米の需給改善のため、主食用米の消費拡大に加え、飼料用米等の非主食用米の利用拡大に対する効果的な対策を実施すること。
- 7 更なる米の輸出拡大及び国内の米需給バランスの改善や学校給食における米飯給食日の拡大により、長期的な米の消費拡大を図ること。
- 8 国の制度である「収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金）」について、概算での当該年中の支払いなど、早期支払いを実施すること。また、当該制度により支援されない農業者を対象に、米価の下落分を補填する支援策を講じること。
- 9 農業者が安心して農業経営を行うことができるよう、収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金）や収入保険制度などの補償制度に対して、すべての農業者が加入できるよう加入要件の見直しを含めた条件緩和を行うとともに、稲作農家等を対象とした燃油及び肥料などの輸入原材料高騰に対応するため、価格安定を目的とした補てん金交付による新たなセーフティネット制度を講じること。
- 10 生産の効率化や省力化、低コスト化を進めるため、自動操舵システムや農業用ドローン、自動給排水栓などICT化やAIを活用したスマート農業導入に対する予算を継続して確保すること。

## 強い農業の基盤づくりと有害鳥獣対策の強化に向けた予算確保について

宮城県は、古くから全国有数の米作地帯として栄え、「ササニシキ」、「ひとめぼれ」発祥の地であり、良質米の生産に努めている。ほ場整備事業実施地域においては、農事組合法人等が設立され、農地集積が進み地域農業の活性化が図られるとともに、大豆栽培が可能な汎用化水田の整備によって国内第2位の大豆作付面積を有している。

また、平成29年には、大崎地域の「大崎耕土」の伝統的水管理システムが評価され、世界農業遺産に認定され、世界に誇る地域資源を未来につなぐ取り組みを行っているところである。

今後、持続可能な農業を実現していくためには、農業の体質強化を図ることが不可欠であり、農地中間管理事業との連携を密にしつつ、市町村が農地の基盤整備を契機として農地集積し、農業経営体の育成などに努めていくため、国及び県は、強い農業づくりの基盤となる農地整備事業の着実な推進が必要である。とりわけ、農業農村整備事業関係予算については、補正予算と臨時・特別の措置を含めれば、過去に大幅な削減が行われた時期以前の水準まで回復しているものの、計画的な事業執行を行うため、当初予算における安定的な財源の確保を要望する。

また、近年はイノシシを初めとした有害鳥獣による農産物の被害が多発し、かつ、広域化しており、中山間地域を中心に深刻な問題となっている。このようなことから、官民が協働し有害鳥獣の駆除、侵入防止のための防護柵の設置等に取り組んでいるが、捕獲個体処置とした埋却場所の確保や焼却処理経費の増大、野生イノシシによる豚熱感染症への対策などの問題も生じており、鳥獣被害対策に要する市町村の財政負担の増大と有害鳥獣対策に係る担い手の不足等により、今後継続して被害防止対策を講じていくことが極めて困難な状況にある。

今後、強い農業づくりを推進する上で、生産環境の整備や鳥獣被害防止総合対策交付金制度の一層の拡充を図るとともに、国・県が主体となり有害鳥獣の生息状況の的確な把握とあわせ、野生鳥獣肉(ジビエ)の放射能に係る出荷制限等の一部解除、及び豚熱の検査体制の強化と検査費用の支援、また関係機関との横断的な推進体制の構築等、市町村の枠を越えた総合的な対策を実施するよう要望する。

## 国際リニアコライダー（ILC）誘致への積極的な取組みについて

国際リニアコライダー（ILC）の日本誘致は、我が国が標榜する科学技術創造立国の実現や、高度な技術力に基づくものづくり産業の成長発展のみならず、日本再興にも大きく寄与するものである。

令和3年7月に文部科学省は、「国際リニアコライダー（ILC）に関する有識者会議」を再開し、令和4年2月に、そのまとめとして「ILC準備研究所段階への移行を支持できる状況にはなく、時期尚早」とする一方、「次世代加速器の開発に向け重要な技術課題等を関係国研究機関が適切に役割分担し、段階的に研究開発を展開すること」等を示した。

これを受けて、同年4月にICFA（国際将来加速器委員会）は、IDT（ILC国際推進チーム）の活動を1年延長し、必要な研究開発を継続しながら、日本におけるILCの実現に向け、国際研究者コミュニティの活動の調整、国際協力の強化、様々なステークホルダーからの幅広い支援の獲得、政府間協議の働きかけを続けるとの声明を発表している。

このことから、「世界的な協力によるILC実現を図る機運の確立」や「国際有識者会議を設立し各国政府への説明及び議論の場を設けること」が、大変重要となっており、ILCの日本誘致実現に向けて、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 ILC計画は、国際協力が不可欠であるため、国は、活動を推進する研究者と緊密に連携を図ること。
- 2 ILC計画推進につながる次世代加速器の技術開発を適切な国際協力の下で着実に推進すること。
- 3 ILC計画の推進に資するため、先端的な加速器技術開発に関する予算を確実に確保すること。

## 航空機燃料譲与税の交付額の拡充について

平成 25 年 7 月に民活空港運営法が施行され、民間の資金や経営能力を活用し、効率と収益性を高め、就航路線の拡大、さらには東北全域の活性化を図ることを目的に、平成 28 年 7 月に仙台空港の民営化が実現した。新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年には、過去最高となる乗降客数 385 万人を記録し、また、仙台国際空港株式会社は将来 550 万人の利用を目指しており、仙台空港周辺地域の更なる発展が期待されている。

他方、空港が所在する自治体では、従前から空港周辺地域における航空機の騒音防止等の環境対策に努めてきたところだが、運用時間 24 時間化などの機能拡充並びにウィズコロナの気運高揚をもたらす航空需要の増大による空港の活性化が、空港所在自治体に対し、これまで以上に環境対策上の負担を強いることが懸念される。

よって、空港所在自治体が、空港周辺地域における環境対策を広範かつ十分に講じることができるよう、その貴重な財源となる航空機燃料譲与税交付額の拡充に向けた見直しを行うよう要望する。

## 観光産業振興に係るインバウンドの推進について

長引くコロナ禍によって、国が令和2年の目標とした訪日旅行者4,000万人を達成することが出来ず、宮城県においては、令和元年における外国人延べ宿泊者数は56万人を超えたものの、令和4年の外国人延べ宿泊者数は令和3年からは増加したものの約6万7千人に留まり、大幅に減少している状況となっている。コロナ禍で大きく疲弊した観光関連産業にとって、1人当たりの旅行消費額が大きいインバウンドの回復は大いに期待するところであり、地域経済の活性化の点からも極めて重要である。

令和4年10月28日の観光立国推進閣僚会議において「インバウンドの本格的な回復に向けた政策パッケージ」が決定され、円安メリットを最大限引き出し、コロナ禍で大きく落ち込んだ訪日外国人旅行消費額の年間5兆円超の早期達成を目指す旨が示されたことや、新型コロナウイルス感染症の分類について、政府において令和5年5月8日に現在の「2類相当」から季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行する方針を決定したことなどから、これまでの基本的な入国制限はなくなる見通しとなっており、今後の訪日旅行者の増加が期待されている。

しかしながら、インバウンドの回復が望まれる一方で、地方においては、訪日観光客の受入体制は必ずしも万全とは言い難い状況となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 政策パッケージや観光地・観光産業の再生・高付加価値化等の推進に向け、地方への助言及び財政支援を積極的に行うこと。
- 2 インバウンド誘客のためには観光事業者のデジタル対応が重要であるが、特に地方においては対応が十分ではないことから、地方誘客促進に向け積極的な導入支援を行うこと。
- 3 交流人口を拡大し、地方の活力を高めるためには、それぞれの地方が持つ自然や歴史、文化等を活かした魅力ある新たな観光素材の発掘・磨き上げが不可欠であるため、その整備・拡充や観光周遊ルートの整備等を支援すること。また、周遊ルートに含まれる県有施設の魅力向上に取り組むこと。
- 4 訪日外国人旅行者の需要を確実に取り込む観点から、国際的に質の高い観光地の形成が必要であるため、マーケティング、戦略策定、プロモーション、商品造成等を一体的に実施する「観光地域づくり法人（DMO）」の形成・確立に対する支援に加え、法的な制度も含めて、自主的かつ安定的な財源を確保しながら継続的に観光地経営を推進できる制度の構築を図ること。

## 大雨等により被災した農業者の経営安定化のための 新たな保険制度の創設について

宮城県北部地域では、令和4年7月15日からの大雨により多くの水田が長い期間冠水したことで、作付けしている水稲や大豆などの皆減や収穫量の減少が発生している。これらの冠水した農地は、自然地形や河川の排水機能の関係から、大雨等に際しては恒常的に冠水している状況にある。

現在、自然災害等による農作物等の損害への備えとしては、農業共済制度があるが、折しも、令和4年産から水稲や大豆を対象とした農業共済制度の加入方式が、これまでの一筆方式から、加入者ごとの収穫量を基とする全相殺方式と半相殺方式に見直しされ、水田の冠水が起因して作物が減収となっても、その他の水田が平均的な収穫量であった場合には農業共済金の支払い対象にならないこともある。

また、全ての農作物を対象に、自然災害による収穫量の減少や市場価格の低下など、農業経営の収入減少を補償する農業経営収入保険制度(以下「収入保険制度」という。)もあるが、加入するには青色申告の実績が必要であること、農業共済制度と比較して保険料等が高額になるなどの課題もある。

農業を取り巻く環境としては、「水田活用の直接支払交付金」において、水張りができない農地の対象除外、飼料用米の助成単価の段階的引き下げなど、矢継ぎ早に変わる制度に生産現場は混乱し疲弊している状況にあるが、水田は様々な生物や環境の保全に役立っており、また、河川の治水対策に加えて、田んぼダムなどのように多くの水を貯え洪水を防ぐなど下流域の冠水被害のリスクを低減して、地域に住む人々の暮らしを守り、流域の治水に多大なる貢献をしている。

全国的に大雨などの災害が多発している現状を踏まえるとき、自然災害等を克服して、水田等の農地や農業が持つ多面的な機能を維持し、農業の振興と農家の生産意欲の維持や、国が目指す食料の安全保障のためにも、被災した農業者の経営安定化のための新たな保険制度の創設について、措置を講ずるよう強く求める。

### 記

- 1 恒常的に冠水し被害を受けている農地に対しては、特例として、農業共済制度や収入保険制度と別枠に、農業共済制度の一筆方式を参考とした新たな保険制度を、基金などの財源を確保して創設すること。



## 被災した個々の宅地の迅速な安全確保と 早期復旧のための支援制度の構築等について

令和元年東日本台風や令和4年7月15日からの大雨、令和4年3月16日福島県沖を震源とする地震等、近年頻発する自然災害においては大規模な災害のほか、個々の宅地の擁壁崩壊やがけ崩れ等が生じ、個人では応急対策や復旧が困難な事案が多発した。

大規模な災害への対応は既存の支援メニューがあるものの、個々の宅地被害についてはその条件を満たさないため、台風等による大雨や地震等での宅地被害において、迅速な応急対策工事や復旧工事を施すことが困難な状況であった。

そのため、近年頻発する自然災害に備え、個々の宅地被害が発生した際、二次被害の防止と迅速な安全確保のため、所有者自らが行う応急対策工事と復旧工事のための支援制度を早期に構築することが必要である。併せて、老朽化した擁壁に対し、事前の対策を促しておくことで、防災・減災対策にも繋がる。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 自然災害により被害を受けた個々の宅地について、所有者自らが行う応急対策工事や復旧工事のための支援制度を構築すること。
- 2 自然災害に備えて、所有者自らが行う事前対策工事のための支援制度については、補助率の引上げなど財政措置の更なる拡充を図ること。

## 県内基幹交通網の整備について

東日本大震災においては、東北を南北で結ぶ東北縦貫自動車道やＪＲ東北本線・新幹線が不通となる中、首都圏への唯一の幹線道路として国道４号が大きな役割を果たし、太平洋側の港湾施設、道路網、鉄道網が寸断される中、日本海側からの物資輸送ルートとして東西交通軸が「いのちをつなぐ道」として非常に重要な役割を果たした。

また、道路法の改正が行われ、平常時、災害時を問わない安定的な輸送を確保するため重要物流道路の制度が創設され、平成３１年４月に１次指定がなされたことにより、さらなる物流生産性の向上が期待されている。

しかし、国道１０８号古川東バイパスの整備は進められているものの、国道４号については宮城県内においていまだ上下２車線区間が部分的に残っており、新たな企業進出等による交通量の増加に伴う慢性的な渋滞はもとより、冬季期間にあっては降雪等に起因する東北縦貫自動車道のたび重なる通行止めによる渋滞が生じ、円滑な住民生活、産業活動及び経済活動の阻害要因となっている。

さらに、国道４７号においても山形県境付近において道路未改良区間が存在しており、石巻市と酒田市、太平洋側と日本海側の物流拠点をつなぐ高規格道路「石巻新庄道路」は事業化されていないことから、道路の防災・震災対策機能を高めた整備が求められている。

いずれの路線の整備も東北地方の復興に大きな役割を果たすことはもとより、ポストコロナ時代の「新たな日常」へ対応するためにも、平常時・災害時を問わず安定的な輸送の確保が必要であり、地域経済の発展や災害時における緊急避難路や救援・救護道路の役割を担うことから、事業の早期完成が強く求められているところである。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 国道４号の宮城県内における４車線拡幅の未事業区間（白石市白石地区・大崎市荒谷地区）についての早期の事業化及び事業区間（大衡道路拡幅事業・築館バイパス事業）の早期供用を図ること。
- 2 緊急輸送路である国道４７号の道路改良について、防災機能を高めた安全で安心な道路網の整備として通常予算とは別枠で実施すること。中でも、宮城・山形県境付近の狭隘・視界不良を解消し、安全・安心な通行を確保するため「国道４７号県境部道路改良整備（バイパス化）」の早期実現を図ること。
- 3 被災地の産業の再生と観光振興を支援する路線として、現在整備が進められている国道１０８号古川東バイパスについて、着実に事業を推進すること。
- 4 災害発生時の迅速な復旧、復興に資する、高規格道路と直轄国道のダブルネット

ワーク化を図るため、また、東北中央部における太平洋、日本海地域を結ぶ地域発展には欠かすことのできない東西交通軸としての機能を確認するため、高規格道路「石巻新庄道路」の早期実現を図ること。

- 5 コロナ禍においても国土強靱化・地方創生に必要となる施策を効率的に進めるため、デジタル化等の推進を図ること。

## 三陸沿岸部の道路交通網の整備について

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、内陸部から三陸沿岸地域へアクセスする「くしの歯形」の救援ルートが被災地への救急活動や救援物資の輸送道路として有効に機能し、国道 284 号は、まさに「命を守る道路」として重要な役割を果たした。

国道 284 号は、平成 31 年 4 月に国土交通大臣が指定する重要物流道路の代替・補完路に指定され、平常時・災害時を問わず安定した輸送の確保が求められており、さらに、「三陸復興国立公園」や「世界遺産平泉」といった広域的な観光交流拠点を結んでいるほか、三陸沿岸道路と東北自動車道や東北新幹線を結ぶルートにもなっており、所要時間の短縮はもとより、災害に備えたりダンダンシーの確保や大型車両の安全なルートの確立が急務となっていることから、早期高規格化が強く望まれている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 国道 284 号の高規格化の早期実現を図ること。

## みやぎ県北高速幹線道路の早期整備について

みやぎ県北高速幹線道路は、高速道路体系の縦軸となる東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を横軸として結ぶ地域高規格道路で、県北内陸部の登米・栗原圏域と三陸沿岸部の気仙沼・本吉圏域の地方中心都市相互の連携を強化し、産業・観光の活性化、物流の効率化、さらには、高次救急医療のアクセス道路としてなど、暮らしと命を守る重要な道路であり、地域の発展の基盤となる社会資本であるとともに、富県宮城を実現する道づくりにおいて核を担う道路でもあることから、早期整備が熱望されている。

また、東日本大震災においては、沿岸部と内陸部を結ぶ東西軸が広域的な復興支援に大きく寄与したことなどから、本路線が被災地の早期復興を支援する「復興支援道路」として位置づけられ、その重要性はますます大きくなっている。

みやぎ県北高速幹線道路と東北縦貫自動車道を結ぶ、(仮称)栗原インターチェンジは、通常事業として連結許可され、平成30年度に事業着手したところであり、一日も早い事業完了に向けた取組が重要となっている。

加えて、Ⅰ期区間とⅢ期区間を繋ぐⅤ期区間については、いまだ事業化されておらず、三陸縦貫道との相互乗り入れにおいては計画も示されていない現状となっている。特にⅤ期区間(北方バイパス区間)の整備は、県北地域の高速幹線道路体系のミッシングリンク解消のために必要不可欠であり、道路利用者の利便性向上、時間的短縮が図られるほか、東北縦貫自動車道におけるホワイトアウト発生時の迂回路としても機能することから、県北地域の高速道路体系の更なる向上が見込まれる。

みやぎ県北高速幹線道路の全区間が高規格道路として整備されることは、宮城県北地域と岩手県南地域を視野に入れた広域的な連携に加えて、被災沿岸部の観光や産業振興にも大きく寄与する。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 東北地域の高速道路体系のさらなる向上のため、東北縦貫自動車道との相互乗り入れをする(仮称)栗原インターチェンジの早期整備を図ること。
- 2 県北地域の高速交通体系及び自然災害や有事の際の緊急輸送道路としてのミッシングリンクの解消に向け、Ⅴ期区間(北方バイパス区間)の整備について早期事業化を図ること。
- 3 「復興支援道路」としての早期効果が図られるよう、現在整備が進められている事業区間に対して重点的な予算配分を図ること。

## 県央地域の交通網の整備について

県央地域は、東北で唯一の政令指定都市である仙台市を中心に本県の人口の約半数が生活しており、本県はもとより東北地域における文化・経済・教育の中心地である。また、近年では、企業の進出が大変活発であり、宅地化も進行していることから、人口増加に伴う各種インフラの整備が急務となっている。そのため、渋滞緩和や公共交通網の利便性の向上が強く求められている。

特に、仙台北部道路は、東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を結び、仙台南部道路と一体となって仙台都市圏における自動車専用道路環状ネットワークを形成する高規格道路であり、地域の発展と産業の振興を図るためにも重要な道路である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 令和3年3月に4車線化の事業許可を受けた「利府しらかし台 IC～富谷 JCT 区間」の事業促進、及び富谷ジャンクションのフル化に向けて早期に事業化すること。

## 県南地域の交通網の整備について

東北縦貫自動車道及び国道4号は宮城県内の産業・経済・文化の発展と福祉の向上に大きく寄与する、重要な路線である。これらの重要路線が地震等の災害により遮断された場合の対応策として、東北縦貫自動車道及び国道4号と常磐自動車道及び国道6号を連結する一般広域道路を地域高規格道路として整備することが求められている。

また、本路線の角田市江尻地内から柴田町下名生地内において、阿武隈川左岸堤防兼用道路となっているため、家屋連担等の兼ね合いから道路拡幅に困難を極め、屈曲部が多く両側にガードレールが設置されている箇所もあることから、特に大型車輛の増加により、歩道未整備区間での歩行者、自転車通行が危険な状況にあり、令和元年台風第19号では江尻字谷津前地内の約1,800m区間が冠水し、通行できない状況となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 広域的な横断道路として、白石・角田・山元間の東北縦貫自動車道及び国道4号と常磐自動車道及び国道6号を連結する地域高規格道路を指定し整備を図ること。
- 2 江尻字谷津前地内、約1,800m区間の道路嵩上げ等の改良を図ること。

## 仙台空港と東北縦貫自動車道を結ぶ緊急輸送路の整備について

仙台空港は東北の空の玄関口であり、東北における高速交通体系の中枢をなす重要な施設であるが、東日本大震災の際は、津波により長期にわたって使用不能となり、当時、仙台空港の機能を山形空港が補完することで、宮城県内への人的・物的支援が図られた経緯がある。

このようなことから、大規模災害等で日本海側が被災した場合、仙台空港が拠点となり、同様の役割を果たすことが想定され、仙台空港と東北縦貫自動車道を結ぶ緊急輸送路の整備は、日本海側との地域間連携を図る上で不可欠であると考えられる。

また、近年は、地域経済の発展に向け、インバウンドの促進や地場産品等の海外輸出がますます重要となっており、そのような意味からも、平成28年に国管理空港として全国初の民営化を実現した仙台空港が有するポテンシャルを十分に発揮し、その効果を、日本海側の地域を含め、東北全域に波及させることが期待されている。

よって、仙台空港と東北縦貫自動車道を結ぶ緊急輸送路の確保に向け、また、仙台空港を活用した地域経済の更なる発展に向けたインフラの整備として、国直轄による宮城県横断自動車道の事業化を早期に実現するよう、要望する。

特に、最近では、令和3年7月に山形県が策定した「新広域道路交通計画」において、宮城県横断自動車道の延長線上にある山形自動車道「月山IC」と「湯殿山IC」間の未開通区間が新たに「構想路線」に位置付けられるなどの動きもあり、これが実現すると、仙台空港が日本海沿岸までダイレクトでつながることで、多大なる経済効果が見込まれることから、これらの動きも踏まえ、取組が促進されるよう、要望する。



## 水道事業に対する財政支援の拡充等について

安全で良質な水道水の確保や災害時の給水確保等、水道に対する市民の要求は高まる一方で、水道管の老朽化が進み、計画的な更新を行うにも巨額な資金が必要となることから水道管の更新が進まない状況にある。

また、近年では、気候変動により災害が激甚化・頻発化していることから、老朽化した水道施設の耐震化を図ることは喫緊の課題となっている。

水道施設（浄水場等）の耐災害性強化対策及び上水道管路の耐震化対策については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）」において、重点的に取り組むべき対策に位置付けられているが、緊急時給水拠点確保等事業を活用した国庫補助については、重要給水施設に水道水を配水する配水管等に補助対象が限定されており、管路延長全体における配水支管は補助対象外となっている。需要者への水の供給に欠かすことのできない、重要な役割を持つ配水支管の老朽化対策は喫緊の課題であり、当該管路の更新を市町村の自主財源により行うことは財源的にも困難な状況にある。

よって、水道水の安定供給を維持するため、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げを行うなど、財政支援の拡充を行うよう要望する。

## 総合的な治水対策の推進について

近年、大雨による河川氾濫や浸水などが増加傾向にあり、全国各地で水災害が激甚化・頻発化している。本県においても、平成27年9月の関東・東北豪雨、令和元年東日本台風や直近では令和4年7月15日からの大雨により甚大な被害が発生し、河川の決壊等、インフラや交通にも大きな影響を及ぼした。

国の試算によれば、今後、気候変動による影響で降雨量が全国平均で1.1倍になると予想され、それにより洪水発生頻度は現在のおよそ2倍になると予想されている。

河川は、市町村をまたがって流れていることが大半であり、市町村間における調整が必須となっている。市町村が管理する準用河川も同様に複数の市町村が流域となっているが、下流域の自治体ほど被害及びその対策の負担が増加する実態にあることから、降雨量の増大に対するハード整備の加速化や上流・下流や本流・支流の流域全体を俯瞰して取り組むことを目的とした「流域治水関連法」が成立され、国、流域自治体、企業、住民などの関係者が協働して取り組むこととなった。

しかしながら、構成市町における水災害の状況や取り巻く社会環境、財政状況、まちづくりの方針は大きく相違していることから、県による総合調整が強く求められているところである。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 鳴瀬川左岸及び吉田川右岸堤防の強化・整備を図ること。
- 2 都道府県に対して、下流域の浸水被害状況や雨水流出状況を的確に把握することを求めると共に、流域治水の実行性を高めるため、地理的条件や自然的条件、本流、支流の流域全体を俯瞰した総合的な治水対策事業の着実な推進を図ること。
- 3 上記2及び準用河川の改修事業に対する財政措置を確保・拡充すること。

## 最大クラスを想定した地震・津波対策の推進について

宮城県は、令和4年5月10日に、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定を公表した。この想定は、最大クラスの津波が悪条件下で発生する場合の浸水の区域等を示すものであるが、東日本大震災時の津波よりも浸水の範囲が拡大することが明らかになった。

このことにより、沿岸部の自治体は、既存の津波避難施設の再整備や災害対策の拠点となる自治体庁舎・公共施設の移転等の対策が必要になるだけでなく、避難計画の見直し等について、住民に対し、誤解や不安を与えないような丁寧な説明を行うことが求められる等、極めて大きな影響を受けている。

このような中、県は、今回公表した津波浸水想定を含む最大クラスの地震・津波に対する建物や人的被害量等の想定を今後新たに公表し、県の防災計画の見直しを行うこととしている。また、国は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の改正法が令和4年6月に施行されたことに伴い、切迫している可能性が高いとされる日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震への対策を強化することとしている。

これらの取り組みにより、自治体は、先に公表された津波浸水想定に係る対策を推進することに加え、新たな地震・津波被害想定に基づくさらなる地域防災計画等の見直しや、新たな防災対策を講じることを求められている。

よって、各自治体が最大クラスを想定した地震・津波災害から人命を守るため必要な対策を適切に推進できるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 津波浸水想定の設定により、自治体が津波対策を着実に推進するための費用や、既存の津波避難施設に高さが不足する場合の改修及び再整備に要する費用等について、十分な財政措置を講じること。
- 2 浸水区域外への移転等を含む公共施設等の防災対策のため、緊急防災・減災事業債、公共施設等適正管理推進事業債等の既存の優位な起債制度の期限延長や拡充、さらには新たな支援策等について特段の措置を講じること。
- 3 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や新たな地震・津波被害想定について、自治体が適切な対策を講じられるよう、情報提供を随時行うとともに、自治体の防災計画の見直しによる避難施設整備等、防災対策の推進に必要な財政措置を講じること。

## 雨水排水施設に係る維持管理経費の財政支援について

近時、日本各地で甚大な災害をもたらす台風や大雨が増えており、市民の生命、身体及び財産を守るため、雨水排水対策は重要かつ不可欠となっているが、そのための雨水排水施設の維持管理に多額の費用を要している。

これに加えて、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による地盤沈下により雨水の自然排水が困難となった地域では、強制排水を可能とする雨水排水施設の増強が必要となり、以前に増して雨水排水施設の維持管理に多額の費用を要することとなった。

よって、地方団体が、市民の生命、身体及び財産を守るため、財政的な事情で雨水排水施設の維持管理に支障を来すことのないよう特別な財政支援をするよう要望する。

### 記

- 1 地方団体が、市民の生命、身体及び財産を守るため、財政的な事情で雨水排水施設の維持管理に支障を来すことのないよう、近時の異常気象、地理的条件、自然的条件、東北地方太平洋沖地震による地盤沈下の影響等、個々の具体的な実態を踏まえた特別な財政支援制度を用意すること。

## 生活基盤施設耐震化等交付金にかかる補助制度の拡充等について

生活基盤施設耐震化等交付金制度は、地方公共団体等が行う水道施設の耐震化の取組や水道事業の広域化の取組を支援し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とした制度となっている。

現在の水道事業において、浄水場等の水道施設が耐用年数に達している状況であること、さらには近年、地震等の自然災害が頻発していることから更新、耐震化が喫緊の課題となっている。しかし、水道事業における収入の約9割を占める水道料金収入は、節水機器の普及や人口減少などの影響により、資金の確保が厳しい状況である。当該交付金制度はそれら課題の有効な対策手段であり、国では、これまで交付金の他に交付税制度の拡充を図っているところである。

本県において、耐震化・広域化の一環として他事業体との共同浄水場整備を進めており、当該交付金制度を活用し、事業に取り組んでいる自治体があるが、現行の制度では「基幹水道構造物の耐震化事業」の項目のみしか該当しておらず、更には基準事業費が実事業費を大幅に下回る他、補助率が1/4であるため、全体事業費に対する補助額が少額であり、市の財政的に事業に取り組むことが非常に困難である。また、他市町村によっても各施設整備時期の差異等、各種の事情を抱えているため、現行制度の補助要件を満たすことができにくい現状にある。

このような中、水道料金への転嫁について検討を行うことが必須であるが、人口減少が見込まれることから、将来住民への負担を極力低減することが求められる。

よって、地方公共団体が、生活基盤施設耐震化等交付金をより活用しやすくするため、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 「基幹水道構造物の耐震化事業」における基準事業費の廃止と実事業費を対象事業費に変更すること。
- 2 「水道施設再編推進事業」の採択基準にある「3施設以上の廃止に伴う統合」の項目については、再編促進のために「1施設以上の廃止に伴う統合」に緩和すること。
- 3 「水道施設共同化事業」の採択基準にある「3事業体以上で事業統合又は経営の一本化を2事業体以上で実施」の項目については、広域化及び共同化促進のために「2事業体以上で事業統合又は経営の一本化を2事業体以上で実施」に緩和すること。
- 4 各地方公共団体の要望に合わせた補助額を確実に確保することができる法律補助へ変更すること。
- 5 当該交付金制度の更なる拡充のため、現行の補助率を嵩上げすること。

## 緊急防災・減災事業債の期間延長等について

地震、津波、台風、豪雨等による自然災害は、近年、大規模化・激甚化する傾向にあり、各地で家屋の倒壊、河川の決壊や氾濫、道路や橋梁の寸断や崩壊、土砂崩れなど、甚大かつ深刻な被害を及ぼしている。

このような災害リスクから国民の生命と財産を守り、わが国の社会経済活動を将来にわたって維持・発展させるためには、国と地方が一体となり、日本全体で防災・減災の取組をはじめ、早期復旧の取組を強化する「国土強靱化」を一層加速させることが不可欠である。

本県においては、東日本大震災以降も、令和元年台風第19号や直近では、令和4年の福島県沖地震等、様々な災害に見舞われ、その都度、防災・減災対策を実施しているところではあるが、厳しい財政状況のもと、必要な財源をいかに確保するかということが喫緊の課題となっている。

「緊急防災・減災事業債」は、①地方債の充当率100%、②交付税措置＝元利償還金についてその70%を基準財政需要額に算入するなど、地方公共団体にとって極めて重要な財源保障となっており、本市のみならず全国で、指定避難所施設の防災機能強化や、情報伝達のための防災無線の整備など、積極的に活用されているところである。しかし、本制度は令和7年度をもって終了の予定であり、防災・減災対策にかかる事業計画を策定する上での大きな不安材料となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 地方公共団体が、引き続き、喫緊の課題である防災・減災対策に安定的に取り組むことができるよう、令和7年度までとされている「緊急防災・減災事業債」を令和7年度以降も継続するとともに、対象事業及び財政措置の一層の充実・強化を図られたい。さらには本制度の恒久化についても検討を進められるよう強く要望する。

## 宮城県市長会名簿

職名	氏名	役職
大崎市長	伊藤康志	会長
気仙沼市長	菅原茂	副会長
富谷市長	若生裕俊	副会長
名取市長	山田司郎	副会長
仙台市長	郡和子	
石巻市長	齋藤正美	
塩竈市長	佐藤光樹	
白石市長	山田裕一	
角田市長	黒須貫	
多賀城市長	深谷晃祐	
岩沼市長	佐藤淳一	
登米市長	熊谷盛廣	
栗原市長	佐藤智	
東松島市長	渥美巖	